

平成30年度第2回我孫子市健康福祉総合計画推進協議会 会議概要

(1) 会議の名称	平成30年度第2回我孫子市健康福祉総合計画推進協議会							
(2) 開催日時	平成31年2月19日(火) 午後2時から午後4時まで							
(3) 開催場所	議会棟 第1委員会室							
(4) 出席又は 欠席した委員 その他会議に 出席した者の 氏名 (傍聴人を 除く) 出：出席 欠：欠席	委員(市職員以外)							
	欠	土井 紀弘	出	小川 英郎	出	湯下 廣一	出	寺岡 加代
	出	宮本 賢治	出	大内 隆太	出	武田 弘恵	欠	内田 裕美
	出	山口 久枝	欠	間弓 百合子	出	池田 優樹	出	吉武 民樹
	事務局その他市職員の出席者							
健康福祉部	松谷部長							
社会福祉課	三澤部次長兼課長、山田課長補佐、山澤、草野、松本、高橋							
(5) 議題	(1) 会長、副会長の選出 (2) 第6次健康福祉総合計画及び地域福祉計画策定に向けて ①第6次健康福祉総合計画の考え方 ②内部検討会議の立ち上げについて ③アンケート調査の実施について ④今後のスケジュール予定について ⑤地域共生社会について (3) 地域協議会について (4) その他							
(6) 公開・非公開の別	公開							
(7) 傍聴人の数 (会議を公開した場合)	傍聴人の数	1人						

(8) 会議の内容【概要】	
○健康福祉部長挨拶、委嘱状交付、委員紹介	
議題1 会長及び副会長の選出について	
事務局	<p>それでは、会長・副会長の選出を行いたいと思います。選出は要綱第5条により委員の互選により選出することになっております。</p> <p>まず、会長から決めていただきたいと思います。どなたか立候補する方はいらっしゃいませんか。</p> <p>いらっしゃらないようですので、事務局としまして、前回から引き続き吉武委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(拍手)</p> <p>それでは吉武委員に会長をお願いいたします。</p>
吉武会長	<p>それでは副会長の選出に移ります。副会長も委員の互選により選出することになっておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>事務局でどなたかいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>事務局としまして、社会福祉協議会の湯下委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
吉武会長	<p>ご異議がないようですので、副会長は湯下委員にお願いしたいと思います。</p>
議題2 第6次健康福祉総合計画及び地域福祉計画策定に向けて	
吉武会長	<p>それでは、議題2に入ります。</p> <p>「第6次健康福祉総合計画及び地域福祉計画策定に向けて」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>私からは、①第6次健康福祉総合計画の考え方、②内部検討会の立ち上げ、④今後のスケジュール予定についてご説明いたします。</p> <p>③アンケート調査については草野から、⑤地域共生社会については松本からご説明します。なお、⑤については、プロジェクターを使用しますので席の移動をお願いします。</p> <p>それでは①、②、④についてご説明します。</p>

第6次健康福祉総合計画の考え方について、ご説明させていただきます。現在の第5次福祉総合計画が平成31年度で終了することから、第6次健康福祉総合計画の策定については、来年度策定することとなります。現行の計画では健康福祉総合計画を上位計画とし、健康福祉部門・子ども部門の個別計画の上位と位置づけし、個別計画を横断的につなぐ基本理念と方向性を明らかにした計画となっています。同時に社会福祉法に基づく地域福祉計画を兼ねて作成し、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図っています。

このような状況において、平成29年6月公布平成30年4月施行により社会福祉法が改正されました。

改正社会福祉法では、資料1をご覧ください。

1. 地域共生社会の実現に向けて、我が事・丸ごとの地域福祉の推進の理念として、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える多様で複合的な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関の連携等により解決を図る旨を明記されました。

この理念を実現するため、市町村が地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備に努めるものとされました。この包括的な支援体制整備については、4ページにイメージ図があります。なお、地域福祉計画の充実として市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものとされ、任意から努力義務とされました。

厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して議論されているところです。内容としては、これまでの公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとのニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきました。しかし、各制度の成熟化が進むなかで、人口減少、家族・地域社会の変容に既存の縦割りのシステムには課題が生じています。具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りとなってきています。たとえば、介護と育児が同時に直面するいわゆるダブルケア、障害を持つ子と要介護の親の世帯への支援などが課題となってきています。

福祉分野においても、福祉は与えるものから「支えて」「受けて」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合う「地域共生社会」を実現する必要があるとされました。

この地域共生社会については、後程ご説明させていただきます。

また、資料2をご覧ください。平成29年12月に示された市町村地域福祉計画策定ガイドラインでは、計画に盛り込む事項として

①の地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項と⑤の包括的な支援体制の整備に関する事項が追加され、5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画として認められないものであるとされました。

このようなことを踏まえ、第6次健康福祉総合計画策定に向けて第5次現計画の構成のライフステージ別、理念など見直しを行い、また包括的な支援体制をどのようにしていくか調査・研究を重ね検討しているところです。現在、市の行政内部でも、高齢者支援課で、生活支援体制の整備、市民活動支援課では、地域会議などの協議体を設置し、地域福祉やコミュニティづくりを進めているところですが、この包括的な支援体制の整備には、行政内部で、充分検討することが必要と考えています。

このようなことから、内部組織として配りしました資料にもございますが、我孫子市健康福祉総合計画調整検討会議を立ち上げ、健康福祉部・子ども部それから、市民活動支援課など関連課や教育委員会、社会福祉協議会などで構成された、行政内部の検討組織、また、作業部会としてプロジェクトチームを作り、検討しながら、計画策定を進めていきたいと考えています。スケジュールについては、資料3をご覧ください。まだ案の段階ですが、3月に市民ニーズ把握のためのアンケート内容を決定し、4月後半遅くとも5月初旬には、アンケートを実施、集計分析を7月頃までに行い、計画に反映できるよう取り組んでいきたいと思っております。それから、協議会については、5月頃に策定方針、8月に素案の検討、11月頃にパブコメ検討、1月パブコメ実施、3月に計画書完成というスケジュールでいきたいと考えています。このスケジュールについては、確定ではございませんので、変わる場合があることをご了承ください。

アンケート調査の実施についてご説明いたします。

現行の第5次健康福祉総合計画の策定の際は、「我孫子市基本計画」において実施した「市民アンケート」のうち、福祉関連重点施策の関係箇所を引用いたしました。「我孫子市基本計画」とは、企画課が所管する我孫子市のまちづくりの最上位計画である「我孫子市総合計画」に基づき策定されるものです。

また、第5次健康福祉総合計画は、健康福祉・子ども部の各部門別計画を束ねる計画です。そのため、各部門別計画を策定する際に、アンケート調査等を実施し、市民ニーズや意識を反映させる形で進めておりますので、第5次健康福祉総合計画策定時には、改めて部門ごとのニーズを把握するようなアンケートは実施いたしませんでした。

しかし、次期健康福祉総合計画においては、社会福祉法改正による我が事丸ごとの理念を踏まえることとされたことなどから、これまで以上に市民の意見を反映させたものであること、そして、新たに地域共生社会の考え方を取り入れた計画内容とする必要があることから、市民の地域共生に対する考え方について、ニーズや現在の意識を把握する必要があると考えております。

そのため、次期計画策定にあたっては、平成31年度の早い次期に市民、関係機関や関係団体に向けたアンケート調査を実施し、集計結果を踏まえながら、計画内容に反映させる必要があります。

先ほど、山田補佐から説明させていただいたとおり、計画策定にかかる内部検討会議において設問内容を検討し、来年度早々にアンケート配布をしたいと考えております。また、集計や分析については、業者委託を進めることを考え、平成31年度当初予算において、委託料等を要求しております。具体的な設問内容につきましては、福祉全般のニーズや関心度を把握するものの他、地域共生社会を実現するための仕組み作りを意識した設問、例えば、近隣に住む方や身近な地域の生活課題にどの程度関心を持って生活しており、その課題解決に向けて何かしたいと考えているかなど、意識の把握に関することを中心に、40問程度を考えております。

地域共生社会の実現に向けて、国では、市内をいくつかの生活圈域に分け、その圏域内で住民と関係機関などが連携しながら生活課題を解決していく姿が理想とされています。我孫子市は、東側と西側でもだいたい市民の意識も異なると思われまますので、地域性や既存の仕組みなども考慮しながら、どのような形で圏域を設けていくのが良いのか検討することを見据え、アンケートの分析を行っていきたいと考えています。

事務局

<p>事務局</p>	<p>具体的には、資料3「第6次健康福祉総合計画アンケート調査(案)」をご覧ください。アンケート実施対象者は、先にご説明した地域性を考慮しながら、市内20歳～80歳代までの市民約2400名を無作為に抽出し、他に、自治会長、民生委員・児童委員、高齢者なんでも相談室、障害者まちかど相談室の約400名、合計2800名に実施する予定です。そのほか、必要に応じて、市民活動団体にも個別に地域共生社会の実現に向けた考え方を伺っていきたいと考えています。</p> <p>以上が、アンケート調査についての説明です。</p> <p>アンケート調査の内容については課内で検討しているところです。アンケートの案ができましたら委員の皆様にお送りさせていただき意見をお聞きできればと思います。ただ設問の数が限られているのでその中でということになります。</p> <p>それではここで、次期計画策定にも関わる⑤「地域共生社会の考え方」について皆様に詳しくご説明させていただきます。配布資料「我が事・丸ごとの「地域共生社会」の実現に向けて」をお手元にご用意ください。</p>
<p>社会福祉課</p>	<p>社会福祉課生活相談担当の松本と申します。生活相談というのはいわゆる総合相談をやっているところです。たとえば生活保護とかDVとか、平成27年度からは生活困窮者自立支援制度という制度ができたので、その中での相談というのをやっています。今までは相談窓口がなかったんですが生活相談をやったことで見えてきた課題だとかつながってくる人がかなり出てきました。たとえば引きこもりの人とか若年の妊婦さんとか外国人で貧困の家庭だとか子どもがいっぱいいることで貧困に陥っている世帯だとかいろんな課題が見えてきました。これから日本の社会構造はどんどん変わってきて人口もどんどん減っていき少子高齢化になっていく、そんな時代の中で隙間に落ちていく、適応できなくなるのは高齢者、障害者、子どもだけではない、あらゆる人が隙間に落ちていく、これからの社会でそういう人たちとどう向き合っていくか。それがテーマになると思います。</p> <p>これまでは高齢者とか障害者とかそういうマイノリティの人は守られるべき対象というように捉えられていました。でもそうではなくて、そういう人たちもみんな地域の中で活躍していく、そういう社会を目指していくという理念が地域共生社会の根幹の考え方です。今日はこの地域共生社会の考え方を詳しくご説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。まず現状の問題意識としてこんなことをよく聞くと思うのですが2025年問題、6年後の未来、もうすぐ近い未来なんです、2025年にはいわゆる団塊の世代の人たちが75歳以上になるんですね。75歳以上というのはどういう年齢かというとなぎに介護の状態になったりだとか認知症を発症してきたりだとか医療の依存度が非常に高くなる世代なんです。公費負担もかなり大きくなってくる。そしてそこから15年後の2040年になってくると今度はその下の団塊ジュニア世代、今の40代半ばくらいの世代が高齢者になってくる。そうすると一気に労働力が減ってきて人口構造のバランスが変わってくる、そして今のご時世では晩婚化が進んでいますから結婚が遅ければ第一子の出産が遅くなる、そうするとどういうことが起きるかという子育てと自分の親の介護が同時に襲ってくる、いわゆるダブルケアの状態になってくるんですね。</p> <p>このダブルケアは本当に恐ろしくて、子育てと仕事を両立する、これもかなり大変だと思うんです。そのうえでここからさらに介護がのっかってくると女性は仕事ができないとかそういったことにもなりかねないんですね。今はほとんどが共働きという社会ですからどちらかが働けなくなると一気に貧困に陥っていくというリスクが高まってくるんです。今、大手の会社とかでも女性の職員が子育てで休んだり短時間勤務というよりも介護で休む、介護で短時間勤務になる男性のほうが上回ってきている、そういう社会に突入してきています。</p>

さらに単身の高齢者というのも、生涯未婚率が増えているから増えてくる。もちろん夫婦のどちらかが亡くなれば単身になるわけで単身が増えてくるとどういふことが起きるかという、夫婦であれば家族の支えがある、例えばちょっとしたごみを分別して捨てるとか電球を替えるとかそういうことができるんですが単身になるとそういうことがままならなくなる、そうなるとできないから公的なサービスでやってくださいということになる。

そうすると公的な負担がどんどん大きくなってきて、なおかつ介護の担い手、サービスの担い手の確保が難しくなってくる。さらに地域のつながりの低下という書き方をしていますが今、自治会の数も加入率も減っています。その中で今、地域を担っているキーパーソンの人たちというのはどんどん高齢化している。地域の担い手は60代、70代というよりも80代、いつ病気で引退するか、そんな状態なんです。そんな状態なのにさらに急激に人口が減っている、そういう社会に突入しているんです。

もちろんそれは我孫子も例外ではありません。人口は減り、高齢者は増えていく、要介護者も認知症の方も増えていく、医療費もどんどん増えていくし病院のベッド数も足りないということになる。介護の担い手はどんどん減っていますし公費負担はどんどん上がっている。そんな中で稼働年齢層の割合というのは減っていくのももちろん税収も減るということなんですね。税収が減るといふことは今の水準を維持できない、それでも人口減少とか少子高齢化とかは止まらない。

これに対して今、国がどういふ対策をとっているかというところと地方創生というのがあります。これは東京の人口一極集中を防いでいく、魅力的な地域を作っていくということなんですね。なぜ東京一極集中がまずいのかというところ、東京は出生率が著しく低いんです。都市というところは待機児童の問題もあるし生活コストが高いという問題もあるし様々な問題があって少子化が進んでいるんですね。そういったものに歯止めをかける、これが地方創生というものです。それに加えて地域包括ケアシステム、これは高齢者分野では生活支援体制整備事業という事業、これは全国的に展開していて高齢者になっても自分の地域で住み続けられるための仕組みというのが整備されてきています。今日説明する地域共生社会はこれの拡大版というイメージです。高齢者だけではなくすべての住民がサービスの受け手、支え手という関係を超えてみんなが活躍できる、そういう社会を目指していく、これが基本理念になっています。

ここで社会保障の基本的な考え方について触れておきたいんですけど、ここでは自助、互助、共助、公助の4つに分けて説明をさせていただきますが基本的には自分のことは自分でやる、家族のことは家族でやる、これが自助です。地域とか生活圏域におけるインフォーマルなサービス、自治会とか町会とかPTAもそうですけどそういったものを互助といいます。さらに介護保険、医療保険を共助、公的なサービス、生活保護だとかそういったものを公助というように4つに分けるとすると今、自助と互助の基盤がどんどん弱まっています。弱くなっていると共助、公助に頼らざるを得ない。でも何とか互助の力を引き出していかないと公助の分が増えていく、どんどん増加していくということになります。このままだと地域社会がもたなくなってしまう、何とかして公助の部分を縮小したい、縮小するためにはどうするか、互助の力を何とか地域の中に引き出していかないといけないということになります。

互助の力を引き出す地域というのはどういうことかという地域の人たちが平たく言うと市とつながるということです。つながるってすごく抽象的な言葉なんですけど何でつながるかっていうとこれは問題解決のためなんです。地域の課題を解決する、地域の問題を解決していくために住民が知る、それを地域とつながるという表現をしている。そのためにはまず住民が、地域にどんな課題があるのか、どんな困っている人がいるのかというのをまずは知らないといけないんですね。3軒隣に不登校の人がいる、引きこもりの人がいるとか、ごみ屋敷の家があるとか、まずそういうことを住民が知る、認識することから始まるんです。そうすると不登校とか引きこもりだとかそういった問題はもしかすると自分だとか自分の身内に関係のあることかもしれない、関係ないことじゃないよねっていう、他人事を自分のこと、我が事として初めて考えることができるんです。そこが第一歩でそこで初めて支援の受け手、支え手という関係ではなくて自分の受け手側になるかもしれない、自分の身内が受け手側になるかもしれない、そう考えて初めて地域の課題の関心を持つことができるんですね。

関心を持つことができればそのことについてしっかり学ぶ、考えるという機会ができる、そして考えれば考えるほど自分たちで何とかしなきゃ行動しなきゃって思えるはずなんです。そういった住民が主体的に地域の課題に向き合っていて解決のための一歩を踏み出していく、そういう仕組みを地域の中で作っていききたい、そういう土壌だとか仕組みに変えていききたい。そのためにはもう一つ縦割りをなくし分野を超えた丸ごとの相談体制が必要だとあります。一見つながりがなさそうに見えるんですが、地域の中で困っている人たちというのは市の相談とつながっていない可能性があるんです。まずは地域の中から相談のフィールドへ引っ張り出していく、テーブルに乗せていくってことが大事だと思います。そのための窓口というのをまず整備する、それが第一歩だと思います。今、国の動きがどうなっているかという地域共生社会という言葉が初めて出たのはけっこう前で、平成28年6月にニッポン一億総活躍プランというのができた時にここで初めて地域共生社会というワードが盛り込まれています。

その翌月の7月には内閣府の中に地域共生社会実現本部というのが設置されました。そしてその年の12月には地域力強化検討会という具体的な検討が始まっているんです。ずっと検討会をやってきて29年の9月に検討会のとりまとめが出てきます。12月には包括的な支援体制の整備に関する指針というのが数値として出されました。ここから初めて近隣の市町村でも地域共生社会についての議論がスタートしたという感じなので具体的な整備ができていく市町村というのは近隣でも少ないです。ですが、この議論がようやく始まっていて、近隣では松戸市なんかはかなり形になっていて地域の中に総合相談の窓口、住民が集うような窓口が作られたりしています。このニッポン一億総活躍プランで何を言っているかという、まず我々が少子高齢化の問題について死に物狂いで一丸となって取り組んでいかなきゃいけないということです。これは女性も男性もお年寄りもどんな人も、障害があってもなくても家庭だとか職場だとか地域とかいろんな場所で活躍する、活躍できる全員参加型の社会を作っていこうというものです。そして一人ひとりの多様性、さまざまな人がいて当たり前だからどんな人でも活躍できるような社会、どんな人でも受け入れられる社会を作っていこうというその仕組みを全国で画一的に進めるのではなくて、その市町村の特性に合わせた形で工夫を凝らして作っていくということを言っています。

地域力強化検討会でのとりまとめでは具体的な形が示されています。まず、住民に身近な圏域、地域の捉え方は様々あるんですけどたとえば小学校圏域で他人事を我が事に変えていく、丸ごと住民の課題を解決できるような相談を受け付けるような拠点を作っていくということを国は言っています。それに加えて市町村における包括的な相談支援体制の整備も言っています。さらにこういったものをきちんと地域福祉計画の中に盛り込んでいくということを行っています。これまではこの地域福祉計画の策定というのは任意だったんですけど、努力義務化されることとなります。そしてその仕組みを2020年に全面展開していく、この仕組みを一斉にスタートすることになっています。整理すると、地域共生社会の実現に向けて必要なこと、一つ目は他人事を我が事に変えていく仕組み作りをする、住民が自ら地域の問題意識をもって自発的に問題解決に取り組んでいく、そういう我が事の意識づけがまず一つ。

二つ目は、丸ごとの地域づくりです。地域の中でいろんな人、誰もが受け止められる、活躍できる社会を作っていく、それから包括的な相談体制を地域の中で作っていくということになります。そして最後にそういったものを地域福祉計画に落とし込んでいくということです。具体的に、包括的相談体制とは何かというと、これまでは高齢者とか障害者とか縦割りの制度でした。どうしても給付が中心の制度なので対象を制限せざるを得ないんですね。

対象者を制限するとどういことが起きるかという、対象じゃない人が必ず出てくるということです。隙間がどうしても出てきてしまう。つまり、困ったという相談に対して我々支援者側が助けられるか助けられないかジャッジする。あなたは助けられるけどあなたは助けられないよということになってしまふ。そうするとどうやっても隙間が出てくるんですね。助けられない人が地域の中で出てくる。それはまずいですよねって話です。よく言われるのが8050問題といって80代の高齢者、その年金にぶら下がっている50代の引きこもりの息子、娘みたいな問題が最近増えているんですけど、よくあるのは高齢者の年金を使っているんだから経済的虐待じゃないか、年金の搾取じゃないかということなんで相談室につながってきたりするんですね。

裏を返してみるとどういことが起きているかっていうと、まず息子が引きこもりの状態、引きこもりだから当然収入がない。収入もなければ貯金もない。貯金もないから親の年金に依存せざるを得ないということになってくる。お金がなくて仕方ないから借金もしたりする。税金も滞納する。税金を払えといわれるからさらに借金を重ねることになる。親の年金に依存しているから親もお金がない。だから例えば介護サービスが必要な状態だけれどサービスを拒否するというような状況になる。サービスを拒否しているとネグレクトだとか言われます。家の中がごみ屋敷みたいなことになって、地域からも変な家だ、怪しい家だみたいなことになって、我々市役所からも虐待の息子というふうなレッテルを貼られているから関わりを拒否して最終的には攻撃的になってくるんですね。そうすると介入できなくなるということになります。表面化している問題は経済的虐待なんですけど実は裏側にはたくさん問題が隠れている。

この何が問題かという、本当はこの引きこもりの息子本人も困っているはずなんですけど、困っている人なのに困った人になってしまう、地域の中で困った人というレッテルを貼られてしまふて孤立してしまうんです。高齢者のおじいちゃんおばあちゃんには寄り添う相談窓口がたくさんあるんですけど息子の味方になってくれるところはどこにもないんですね。そういう人が地域の中で孤立していく、いわゆる社会的排除です。そうするとこの人、もう社会で活躍できないです。この人に寄り添って、たとえば就労支援をするだとか一緒に将来のビジョンを描いていくとかそういう人がいなくなったら活躍できないんです。それをなんとかしていきたいんです。

こういう問題というのはいろんな問題が連鎖している、いわゆる複合している状態なんです。問題が複合している人というのはいわゆる困難ケースとか言われてしまうんです。対応が難しいケースと言われてしまう。問題が複雑化しているからたとえば高齢者、障害者の窓口とか子どもの窓口とか一つの窓口だけじゃ対応できないんです。対応できないとどうするかというと、連携して支援を展開するしかないんです。でも連携したところで、こういう問題に対応できる窓口がなければどこも解決できない。集まってどうしようで終わってしまうんです。だとしたらこういったものを地域の中でしっかりと受け止められるような窓口をまず作らないといけない。作らないことには本当には縦割りは解消できないんじゃないか。そういった個別支援を繰り返していくと今説明したような、ごみ屋敷とかギャンブル依存症だとかLGBT（性的少数者）とかいろんな問題が見えてくるんですね。見えてきたものに対して相談窓口もないのになんとか話を聞いて付け焼刃的に対応しても相談のもぐらたたき状態になってしまうんです。問題が出てきたらつぶすというように後手後手に回ってしまうんです。そういうのを繰り返しているんだしたらそこに対応したシステムを作っていかなきゃいけない。でもそのシステムを地域の中で作っていきこうという議論にまで至っていないというのが今の状況です。問題があるとせつかく気づいたのにそれを解決するための仕組みを関係者、地域の人みんなで考える。それができていない。

今までは多職種連携と一口にいっても福祉だけの連携だったんです。高齢者の専門家と障害者の専門家と子どもの専門家とお金の、たとえば生活保護の専門家が集まって話をする、みたいなことが多かったんですけど問題ってそれだけじゃないんです。福祉だけの連携では限界がある。弁護士や医療や地域の人、さまざまな分野で連携しないと解決できないのに福祉だけで集まって多職種連携という。それじゃだめなんです。そうじゃなくてあらゆる人たちが地域の問題を解決するために一歩踏み出さないといけない。つまり困りごとというのを作っているのは地域、社会のほうだと私は思うんです。どういうことかということ、たとえば保育園に入れなかったお母さんがいるとします。保育園に入れなかったら働けない、貧困になります。それって保育園に入れないお母さんのせいじゃないんです。働きたいと思っているお母さんが悪いわけじゃない。きちんと待機児童をゼロにすれば働ける、活躍できる。そういう社会の側に目を向けていくことが大事だと思うんです。

これまでの福祉の個別支援というのは本人が変わっていくことに重きが置かれていたんですけどそうではなくて、変わるべきなのは社会、地域の認識の側なんじゃないかと思います。これも社会がマイノリティを排除してやる、差別してやるかと思っているわけじゃないんです。見えてないだけなんだと思うんですね。つまり想定されていないから対策が取られていない。だから地域の中でどういう問題があるか地域の人たちが正しく理解して議論のテーブルに引き上げていく、これが丸ごとの相談体制を作るうえで第一歩なんですね。まとめると、我が事丸ごとの我が事というのは、地域の課題をまず見える化するということです。地域に課題があることを住民が知って課題を意識する。防犯の問題がある、認知症の問題がある、虐待の問題がある、そういうことをまず知っていく。この問題は自分には関係のない問題ではない。自分や自分の家族、近所の人、知り合いのことかもしれない、と関心を持つことです。こうして他人事の問題を自分のこととして捉える。

問題意識を持つと必ず行動につながります。問題意識をもった住民が組織化されれば必ずその一歩は生まれる。これも地域共生社会を象徴する一つの言葉ですが、ソーシャルインクルージョンという言葉、あまり見慣れないかもしれませんが、日本語で言うと社会的包摂といいます。地域の中には障害者とか高齢者とかあらゆるマイノリティがいて当たり前、それで社会は成り立っているんだからそういった人たちを含むすべての人がきちんと認識され、尊重され活躍できる社会を実現していきましょう、というのがこのソーシャルインクルージョンです。これが地域共生社会を実現する上での一番核となる理念です。そういった相談体制を作ったり、地域の中に地域の課題を受け止められるような拠点を作って相談支援包括化推進員という人を配置してその人を中心に仕組みを作っていくというのを国は言っています。

もう一つ、我が事意識づくりとは何か。冒頭でも申し上げたように、自治会数、加入率はどんどん減ってきています。つまり、地域のつながりというのはどんどん希薄化してるんですね。希薄化しているからみんな自治会に入ろうとかそういうことではなくて、つながりの形というのは昭和の時代とは違うんです。平成も終わろうとしている時代であれば時代に即したつながりの形がきっとあるはずだ、そのつながりの形を模索していくことがまずは大事です。何度も申し上げているように、つながるための動機付けというのは問題意識なんです。自分の地域をよりよくしていきたい、そのための自発的な行動によってつながっていく。そういう住民の組織を目指していくところから始まっていくんです。住民からの相談しているいろいろあると思うんですけどたとえば災害が起きた時に赤ちゃんや妊婦さんが心配だとか、ごみ収集所をカラスがあさるから困るとか、問題は何でもいいと思うんです。

住民が見えている課題ってたくさんあると思うんですけど、その問題解決とおして住民がつながっていく。つながった住民が解決できると連帯が高まる。連帯が高まるとまた次の解決に向かって進んでいく。そういう循環を地域の中で作っていくというのが必要だと思うんですね。住民が地域の課題を解決する上で大事なことの一つは、住民は住民だからこそ見えているものがあると思うんです。でも我々市やみなさんのような専門機関の方だからこそ見えているものもあるはずで、でもそれが見えている視点や角度が全然違うわけで、そういったものを住民と専門職が集まって議論してまず課題を共有していく、自分が見えているものを共有していくことが大事だと思います。共有することによって必ずアイデアが生まれてくる、アイデアが生まれてくればそれを解決するための行動が必ず生まれてくる。ポイント二つ目は、住民との議論の場をどのように作っていくかというのが問題として必ず出てきます。

例えば、新しいもの、会議体を作るという話になるとだいたい地域のキーパーソンは決まっているので同じ人がどこの会議にもいるということになってしまう。そうなるとう結局一部の人に負担が集中して、ということになってしまうんですね。そうではなくて、今すでに地域の中で活動している協議体や会議というのはたくさんあるんです。たとえば地区社協の会議であったりとかまちづくり協議会の会議であったりとか高齢者が進めているような生活支援体制整備事業の会議とか、〇〇ネットワークや〇〇システム、市内にはたくさんあると思うんですね。こういったものを生かしていく。生かしながらさらに機能を追加していく、それぞれの組織を地域の中で再構築していくことができると思うんです。三つ目のポイントは、そういった動きを誰がするのかというのが一番課題になってくると思うんですが、その役割を担うのはたとえばコミュニティソーシャルワーカーと言われる人たちです。いわゆる、地域のあらゆる支援をつないで、その会議体に入って、地域の人と一緒に議論して問題解決に向かって進んでいくようなキーパーソンとなる人が絶対に必要で、それがいわゆるコミュニティソーシャルワーカーと言われる人たちです。

これを配置するかどうか、これと似たような機能を誰が持つのか、誰がやるのか、というのが最大のポイントになってくると思うんですけど、じゃあその地域の課題とか社会問題は誰が解決するのかという話です。結局住民が解決すべき問題なのか行政がやらなきゃいけないのか、市民団体やNPOがやるのか、企業がやるのかとなった時にももちろん正解はみんなで解決するしかないんです。みんなで解決するのであればみんなで議論する場が必要だ、みんなで考えてみんなで学びあっていく、みんなで学んで解決する、そういう循環を作りたい。集まって議論すれば必ずアイデアが生まれます。今まで全く関係ない分野だと思っていた、例えば障害者の問題と農業の問題をつなげたり、フードロスの問題と子ども食堂をつなげたり、関係ない人が集まると必ず解決方法って見えてくるんですよね。なのでまずは集まって対話をするということが何よりも重要なんだと思います。住民と市と企業と、あらゆる人が一緒に学んでいく、学んで考えて行動する、そのサイクルを作っていく、地域の中で活性化していくということが大事だと思います。

まとめです。今言ったようなお話を県内でも先行してモデル事業としてやっているところがあるんです。例えば千葉県内で言うと千葉市、鴨川市、この二つが地域共生社会の取組をモデル事業として2年前から取り組んでいるんですね。このモデル事業は二つあるんですけど一つは包括的な支援体制を整備する、もう一つは今説明したコミュニティソーシャルワーカーを配置して地域の問題を解決していくような拠点を作る、その二つです。今は国庫補助4分3の事業でやっているんですけど、こういった事業が2020年から全国で全面展開されるという話です。

社会福祉課

最後に、今説明したことのまとめとして、一つは地域共生社会に向けて必要なことは、我が事の意識づくりです。住民が自分の地域の問題を意識して自発的に解決する、そういう土壌を作っていくのが一つ、二つ目は丸ごとの地域、誰もが受け入れられる、みんなが活躍できる地域を作っていくということと、それから隙間のない、断らない包括的な相談支援体制を作っていくということです。そしてこれらのことを地域福祉計画、我孫子でいうと健康福祉総合計画にしっかりと落とし込んでいく、第六次の計画にこの理念をしっかりと落とし込んでいくことになってきます。もう一度言います。まず地域の困りごとを吸い上げる拠点をつくる、それから会議体をどういうふうに整備していくか、地域の問題を解決するコミュニティソーシャルワーカーを誰が担うのか、それから地域住民はあくまでもボランティアですから重篤な問題は解決できないですよね。たとえば虐待の問題でいうと、虐待を受けている子どもを発見することはできるかもしれない、虐待が起きないように見守ることはできるかもしれない、でもそれを保護するとか阻止することはできない。住民がやること、行政がやることをしっかりと役割分担する。互助が担うのか公助が担うのかも整理しないといけない。住民の問題解決をバックアップしていく仕組みは絶対に必要なものでこれをどうやって機能させていくかも問題になってきます。こういうことが相まっていくためには包括的な相談支援体制をしっかりと作っていかないと地域の問題は明らかになっていかない。議論のテーブルに載っていかない。

だからまずは住民の課題を吸い上げるための窓口が必要です。こういった仕組みを第六次健康福祉総合計画にしっかりと反映できるような形にするために今、庁内でプロジェクトチームを作って検討していきますがこういった福祉の転換にきていることをまずみんなが理解して一歩進めていくというのが重要なんじゃないかなと思います。

事務局	<p>地域共生社会に向けた包括支援体制整備については先ほどお話したようにプロジェクトチームや現在の会議体など状況を把握して我孫子に合った包括的な支援体制の整備を検討しながら計画策定をしていきたいと思っております。今現在は高齢者や障害者、生活困窮者の連携した相談支援体制はありますがさらに強化した形で取り組んでいければと考えています。議題2については事務局からは以上でございます。</p>
吉武会長	<p>丁寧なご説明ありがとうございます。これからの計画に重要な部分となってくるかと思えます。地域共生社会の考え方は、地域包括支援のある介護保険が先行していると思えます。専門職種が連携していくというのは虐待の問題にもつながっており、いろんなところでやっていることを共通化していくことが大切です。それでは、議題2について事務局の説明とプロジェクターでの内容についてご質問やご意見はございますか。</p>
議題3 地域協議会について	
吉武会長	<p>続きまして、議題3「地域協議会について」事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>市が所管する社会福祉法人に関してのご説明です。 平成28（2016）年制定の社会福祉法人改革を柱とした改正社会福祉法により、社会福祉法人に対して無料または低額な料金による福祉サービス（地域公益活動）提供の義務化や、評議員会の必置化、一定規模以上の法人に対する会計監査人設置の義務、定款・役員報酬基準などの情報公開が義務化されました。</p> <p>その中で、社会福祉法第55条の2第1項及び第2項の規定により、社会福祉法人は全財産から事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産である『社会福祉充実残額』を算定し、その結果、社会福祉充実残額が算出された場合には、法人は、既存事業の充実や新規事業の実施への再投下を計画的に行うよう『社会福祉充実計画』を作成し、評議員会の承認を得た後に所轄庁の承認を受けなければならないとしています。いわゆる社会福祉法人の内部留保問題に対応したもので、法人の余裕財産を有効活用するものとなります。</p> <p>従来の社会福祉法人制度においては、様々な規制などもあり、積極的な資金の活用が困難となっていました。法改正により新たなサービスの創設への資金拠出も可能となりました。ただし、無制限に可能ということではなく、社会福祉充実残額がある場合には、地域のニーズを踏まえた社会福祉充実計画を作成し、市の承認を経て実施することになります。</p> <p>社会福祉充実計画の作成にあたって法人は、公認会計士、税理士等への財務の専門家の意見聴取のほか、地域公益事業となる日常生活または社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料または低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業を実施する際には、事業内容及び事業区域における需要について地域、その他関係者からの意見を聞くこととされています。</p> <p>については、市の福祉施策を協議する本協議会を意見聴取の場（地域協議会）に充て、地域の福祉ニーズを反映したいと考えています。今後、法人が作成する社会福祉充実計画に地域公益事業が含まれる場合には、事業内容について皆様からご意見をいただく場にさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、開催時期は、社会福祉法人の決算に合わせる必要があるため、5月ごろを予定しています。なお、法人からの社会福祉充実計画案に地域公益事業が含まれない場合には、開催はいたしません。</p>

事務局	<p>現在 市が所轄する社会福祉法人16法人のうち5法人が社会福祉充実計画を作成し、実施しています。</p> <p>5法人の計画には、施設の修繕、建て替えや人材の雇い入れなど社会福祉事業に係るものを実施しており、地域公益事業に関する計画は含まれておりません。</p>
吉武会長	ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見や質問などございますか。
吉武会長	財政的に余裕のある法人が、公益事業をやりたいという時に開催するものですね。まだ出てくるかどうかかわからないところがありますが、もしそういう事業に自分の財産を使おうという法人がいればこの場が地域協議会になるということです。ご意見などございますか。
大内委員	法人のストックというのが一つの話になってくると思います。流山市で、法人のストックで引きこもり支援、無償でアウトリーチ型の支援をやっている事業所があります。そういうのも含めて、今後法人でも考えていけないといけない部分だと思いますが、実際のところ赤字になるような事業もあるんですね。法人の持ち出しがあるかもしれませんが、そういう中でも積極的に法人の財産を投下していくのも一つの方法だと思います。
吉武会長	<p>子ども食堂のように、法人がすでにやっている資源を使っているところもあるしそこに住民が参加するというパターンもあります。住民が作ろうというものと法人が中心となってやっているものとある。それぞれの特性を生かしながら地域に密着した事業をやるのが大事だと思います。</p> <p>他にご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、我孫子市健康福祉総合計画推進協議会において、先ほど説明のあった「地域協議会」としての機能を担うということで、皆さんご了承いただいたものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(特に意見なし)</p> <p>それでは事務局の方でご対応いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>現在、社会福祉充実計画として承認されている法人が5法人ありますが、全て社会福祉事業に充実残額を使用しているもので、現在、地域公益事業に使用している法人はございません。しかし、今後、地域公益事業を行いたいため、社会福祉法人から地域協議会開催の依頼が市に入った場合、5月上旬に地域協議会を開催し、皆様からご意見をいただく予定であります。その際は、1か月ほど前に、皆様へ開催通知を送付させていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、現在、この会議は我孫子市健康福祉総合計画推進協議会設置要綱に基づいて開催させていただいております。本日、皆様へ地域協議会としての機能をこの協議会に持たせることをご承認いただきましたので、要綱に地域協議会の機能を付加することを記載するべきか、政策法務室と協議し、要綱改正の必要があれば、次回の会議で改正について改めて皆様にご説明させていただきます。</p>
吉武会長	最後に全体を通して、ご意見など何かございますか。

<p>湯下副会長</p>	<p>介護保険の市民会議の中でも発言させていただいておりますが、地域包括システムの中では具体的に第1層、第2層と具体的に活動が進んでいる部分もあり、今回説明のあったものと重なっているところもあります。今日お話のあったところが枠組みとしては一番大きくてその中で福祉分野として整備されることになると思います。地域包括システムの地域支え合い会議の第2層の事務局機能をもっている社会福祉協議会の現場の立場から申し上げますと、担い手が全員一緒、やっていることも地域福祉という意味では、同じことをやっているのです、所管が違うことで名称が変わってくるとなると混乱してしまいます。福祉計画としては描けますが、実際に活動していく人たちのために、よりわかりやすく説明することが、計画を作ることと並行して行われるべきだと思います。社会福祉課の考える地域福祉と、高齢者支援課が所管する地域包括システムは同じ健康福祉部の中で行われるものであるため、内部できちんと議論をして整理をいただかないと、縦割りになってしまい、上手くいかなくなってしまうのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>計画を作成するにあたっては、しっかりとした組織を作った上で議論していきます。他のさまざまな部門別計画があり活動をしている中でそれらをどう有機的に結び付けていくのか、我孫子市は全くない土壌から進めていくわけではありませんので、そこをどう結びつけるのか、強化できるのかが地域計画の主体になっていくものと思います。あるものを壊して再構築というのはこれまでいろいろ努力されている市民の皆様や職員になかなか理解が得られにくいことは十分承知しているのでそういったところは組織の中でしっかりと議論していきたいと思っています。</p> <p>また、ワンストップサービスは平成10年のころから平成20年まで福祉総合相談室という、生活保護や障害、高齢者の分野から相談を受けるセクションがあったのですが、複合的な問題を福祉行政の分野で解決するのは難しかったという経緯があります。行政組織をどうあるべきか検討していかないといけないことは市長からも命題を受けています。もちろん市民のみなさまの役割とか行政の役割とかそういったものを分担していかないと進められないと思っています。同時に財政的には民生費が市税を上回っている厳しい状況で、市民にも手伝ってもらわないといけません。やっってくださいということではなく、市民と一緒に作っていききたい、そのために一年かけて議論をしていきたいと思っていますので皆様にもご協力をいただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>吉武会長</p>	<p>野田市の虐待の問題は個別のケースの対応ということもありますが、行政の体制の問題にもつながってくると思います。国がこういう問題にどのように取り組むのか、背景にあるものを考えていかないといけない。今回、地域福祉計画に落とし込むには時間はありませんが、今後国の動向も見ながら検討していく必要はあるかと思っています。</p>
<p>吉武会長</p>	<p>それでは「その他」について、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は貴重なご意見、ありがとうございます。今回いただいたご意見は持ち帰りまして、検討させていただきたいと思っています。</p> <p>また、次回の会議開催は、地域協議会の開催の必要があった場合は、5月上旬に開催させていただきます。地域協議会開催の必要がない場合は、5月下旬ごろの開催を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>吉武会長</p>	<p>それでは、これもちまして平成30年度第2回健康福祉総合計画推進協議会を閉会いたします。長丁場となりましたが、本日はお忙しい中大変お疲れさまでした。</p>